## 議案第53号

専決処分の承認を求めることについて

朝霞市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和4年6月3日提出

朝霞市長 富岡 勝則

## 専決第1号

## 朝霞市税条例の一部を改正する条例

朝霞市税条例(昭和30年朝霞市条例第7ノ2号)の一部を次のように改正する。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321 条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第73条の3中「証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項 中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項 中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項 中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、 同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2 号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条 第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「 附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項 第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第 15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条 第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1 号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第 15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第 1号二」を「附則第15条第26項第1号二」に改め、同条第14項中「附則 第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同 条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第 2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則 第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項 第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附 則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、 同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項 第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15

条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の 3とする。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の朝霞市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法 等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前 の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項に規定する施 設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

令和4年3月31日専決

朝霞市長 富岡 勝則